

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定(案)に対する意見及びそれに対する考え方

II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 関係

意見	考え方
<p>第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野 関係</p>	
<p>意見1 設備部門以外の部門が接続関連情報を容易に入手することを防止するための措置を規定すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ (総務省注:3(2))1.「エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為」について <接続関連情報等の不適正な管理> 電気通信事業法第31条第5項において、「当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理」する旨が定められています。本項にある情報の適正な管理を担保するためには、単に当該情報の受け渡し等の行為が生じていないという状態のみでは不十分であり、情報を容易に入手可能な状態自体を防止するための措置が取られていることがあわせて必要となります。従って、本指針において、以下の行為を禁止行為として、明確に規定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続関連情報等、接続事業者が利用可能でない設備部門の情報を設備部門以外の部門が入手すること又は入手可能な状態にすること ・ 設備部門の従業員が、業務遂行にあたり不要であるにも係らず、接続関連情報を入手すること又は入手可能な状態にすること <p style="text-align: right;">ソフトバンク</p>	<p>■ 御指摘のとおり、設備部門以外の部門の業務に従事する者が、接続の業務に関して知り得た他の事業者等に関する情報(以下「接続関連情報」という。)を容易に入手可能である場合は、設備部門において当該情報を適正に管理することは困難であり、接続関連情報の目的外利用・提供といった禁止行為を誘発するおそれが高いと考えられる。</p> <p>このため、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第58号)による電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正(以下「法改正」という。)に伴い電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部を改正(以下「省令改正」という。)しており、例えば、設備部門と他の部門の業務の用に供する室の区分や、当該情報を管理するためのシステムの構築等といった具体的な措置を義務付けたところであることから、御指摘の内容について、改めて本指針に規定するまでの必要はないものと考えられる。</p>
<p>第3 電気通信役務の提供に関連する分野 関係</p>	
<p>意見2 先日報道発表された NTT ファイナンス社による一括請求は脱法的なものであり、直ちに禁止すべき。市場支配的な事業者によるグループ内企業との連携を問題となる行為として追記すべき。</p>	<p>考え方2</p>

■ 禁止行為規制の対象であるNTT東・西又はNTTドコモによるグループ内企業との連携や、非電気通信事業者であるNTTファイナンスを活用したグループ連携等グルーブドミナンスに関する公正競争上の問題については依然解決されないままとなっています。

そのような状況の中、先日報道発表された、NTTファイナンスによる一括請求は、前述のとおり、総務省によるこれまでの競争政策の流れに反し、独占に回帰する行為に他ならず、まさに脱法的なものであることから直ちに禁止すべきです。また、本ガイドラインの「独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」に具体的な事例として取り上げ、表1の内容を追記すべきです。

加えて、これまで競争事業者が公正競争上問題であると繰り返し指摘してきたグループ連携事例についても、上述と同じく問題となる行為として本ガイドラインに反映すると共に、公正競争レビュー制度においては、少なくとも四半期ごとに精緻な調査・検証を行うべきです。

表1:「独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」への追記事項

該当箇所	「独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」への追記事項
II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 第3電気通信役務の提供に関連する分野 3独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為規制の対象である電気通信事業者同士が連携し、両者のサービスを組み合わせて販売、割引、請求等を行うこと。 ・ 禁止行為規制の対象である電気通信事業者が、自己の関係事業者と連携し、両者のサービスを組み合わせて排他的に販売、割引、請求等を行うこと。 ・ 禁止行為規制の対象である電気通信事業者が、自己の関係事業者のMVNOプレーヤーと連携し、両者のサービスを組み合わせて販売、割引、請求等を行うこと。 ・ 禁止行為規制の対象である電気通信事業者が、自己の関係事業者のMVNOとしてサービスを提供すること。 <p>上記について、競争事業者も参画が可能といった形態でオープン性を確保したと謳っていても、自己の関係事業者との連携が存在する限り、禁止行為規制の対象である電気通信事業者が、当該関係事業者と協調して市場支配力を行使することを完全に排除することはできず、事実上、同様のサービスを扱う事業者を排することになることから問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為規制の対象である電気通信事業者から子会社や資本関係のある兄弟会社を活用して、自己の関係事業者のサービスを一体的に営業、セット販売、割引、請求等を行うこと。 <p>また、資本関係のない販売代理店等を活用した、自己の関係事業者のサービスを一体的に営業、セット販売、割引、請求行為についても、禁止行為規制(電気通信事業法第30条)を潜脱するおそれがあることから問題と</p>

■ 御指摘の NTT ファイナンスによる一括請求に関しては、総務省として、本年3月23日に、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ及びNTTファイナンスに対して要請を行ったところ。当該要請においては、禁止行為等規制や料金規制等の適用を受ける各社に対して、当該規制等の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずることに加え、講じた措置の内容について毎年度の報告を求めたところである。

今後、上述の報告内容については、総務省における検証に加え、例えば、公正競争レビュー制度に基づき、情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」において、必要に応じ、検討を行うことも考えられる。

御指摘のグループ連携事例については、それが自己の関係事業者と一体となった排他的な業務に該当するものであれば、既に現行指針II第3 3(2)イ、同(4)イ(イ)①に例示されたものであることから、改めて本指針に規定するまでの必要はないものと考えられる。

	なる。	
KDDI		
意見3 NTT グループの請求統合施策は脱法的行為であり認められるべきではない。自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせたポイントによるキャッシュバック等を問題となる事例として追記すべき。	考え方3	
<p>■ (総務省注:3(2))1.「イ 電気通信事業法上問題となる行為」について</p> <p>本年2月2日、日本電信電話株式会社殿及び NTT ファイナンス株式会社殿から、東日本電信電話株式会社殿、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTT グループ四社」という。)の料金の請求・回収業務、問い合わせ窓口の統合(以下、「NTT グループの請求統合施策」という。)が発表されました。本施策は、NTT グループの料金請求部門の再統合を意味するものであり、これまで公正な競争を促進するために講じられてきた1992年の移動体部門分離や1999年のNTT再編等の通信政策をないがしろにし、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、日本電信電話株式会社等に関する法律の趣旨に反する脱法的行為であるため、認められるべきものではないと考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法における禁止行為の規定に照らして考えた場合、上述のNTTグループの請求統合施策の事例を当てはめれば、「NTT グループ四社」の請求統合という形で排他的なセット販売・セット割引(ポイントによるキャッシュバック等を含む)等がなされることは明確に禁止されるべき事項です。従って、本指針において、以下のとおり、より具体的な例示を追記すべきと考えます。</p> <p>【現行】</p> <p>自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと</p> <p>【修正案】</p> <p>自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供(ポイントによるキャッシュバック等を含む)を行うこと</p> <p style="text-align: right;">ソフトバンク</p>	<p>■ 御指摘のNTTグループの請求統合施策については、考え方2前段のとおり。</p> <p>御指摘の禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者が自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせる形でポイントによるキャッシュバックを行った場合については、サービス料金にかかる割引を実質に行っていることと同義であり、改めて本指針に規定するまでの必要はないものと考えられる。</p>	
意見4 自己の関係事業者のみに債権の回収を代行させること等を問題となる事例として追記すべき。	考え方4	
<p>■ (総務省注:3(4))1.「イ 電気通信事業法上問題となる行為」について</p> <p>上述のNTTグループの請求統合施策の事例を当てはめれば、電気通信事業者の債権回収業務を自己の関係事業者のみに委託もしくは特別な条件で委託し、他の事業者に対しては、不当に拒否する・不利な条件での取扱いとする等、不当に差別的に取り扱った場合、明らかに電気通信事業法における禁止行為の規定に反することとなります。現行の本指針においても「自己の関係事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること」との記載はありますが、具体的事例が想定しやすい環境下にあることを踏まえ、以下のとおり、例示を追記すべきと考えます。</p> <p>【追記案】</p>	<p>■ 禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者が自ら提供する電気通信役務について行う料金の回収等の業務について特定の電気通信事業者を不当に優先的又は不利に取り扱うことは、電気通信事業法第30条第3項第2号に掲げる行為に該当することとなる。</p> <p>この点について、現行の指針は、例えば、「自己の関係事業者に対して、料金その他業務の受委託に係る提供条件について有利な取扱いを行うこと(電気通信事業</p>	

<p>自己の関係事業者のみに自己のサービスの利用者に対する債権の回収を代行させること、または債権を譲渡すること、あるいは有利な条件で同行為を実施すること</p> <p style="text-align: right;">ソフトバンク</p>	<p>法第 30 条第3項第2号)」「(Ⅱ第3 3(4)イ(イ)②)として、すでに明確に例示として掲げていることから、改めて本指針に規定するまでの必要はないものと考えられる。</p> <p>なお、御指摘のNTTグループの請求統合施策については、考え方2前段のとおり。</p>
<p>【再掲】市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制(禁止行為等) 関係</p>	
<p>意見5 直ちに(NTT ドコモに対する)禁止行為規制の適用廃止がなし得ないのであれば、ガイドライン改定により当該規制適用の明確化を図ることに異論はない。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ 一方で、直ちに禁止行為規制の適用廃止がなし得ないとするのであれば、まずはガイドライン改定により規制適用の明確化を図ることに異論があるものではありません。</p> <p>この点、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定(案)において、禁止行為規制の適用が「市場支配力を濫用したもの」に限定されたことや、特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの禁止の対象となる行為の範囲に関して、電気通信役務の提供以外の業務については、「当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合」に限定されたことは、禁止行為規制の適用の一定の明確化が図られたものとして、賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">NTT ドコモ</p>	<p>■ 本改定案に対する賛成意見として承る。</p>
<p>意見6 上位・下位レイヤ市場において一定の市場支配能力を有する事業者について市場支配力を濫用するような状況は想定し難いことから、禁止行為に抵触しないことを明確化すべき。</p>	<p>考え方6</p>
<p>■ なお、近年の移動体通信市場における競争環境は、ネットワークレイヤを中心とした携帯事業者主導の垂直統合モデルから、Google殿、Apple殿等の海外巨大プレイヤーによる上位レイヤ(Google Play、旧 Android Market や App Store 等)や下位レイヤ(iPhone 等)をキーとした新たな垂直統合モデルが急速に進展し、ネットワークレイヤの競争環境に多大な影響を及ぼしているところであり、競争評価制度においても、上位レイヤ・下位レイヤについて、補完的に分析を進めることとされたところです。</p> <p>■ このような状況からは、Google殿、Apple殿等、上位レイヤ・下位レイヤ市場において一定の市場支配力を有する事業者について、当社が市場支配力を濫用するような状況は事実上想定し難いことから、禁止行為規制に抵触しないとする旨、明確化をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">NTT ドコモ</p>	<p>■ 本指針は、禁止行為等規制等の趣旨に照らし、規制の適用による過剰な萎縮効果が働くこと等を防止する観点から、規制対象となる行為について一層の透明化を図ることを目的とするものではあるものの、実際に規制対象となる行為の不当性や適用対象の範囲の解釈に当たっては、ある特定の行為が競争環境に与える弊害の有無や程度を勘案し、市場支配力の濫用といえるかどうか等につき判断する必要がある、I 第2 3 (3)にも記載されているように、個別事例ごとの判断を行わざるを得ない側面が存在することもまた確かである。</p> <p>御指摘のような例についても、必ずしも市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用し、競争環境に弊害を与え得ないとまでは断言できず、個別事例ごとの判断を行うことが適当であると考えられる。</p>

	<p>このような点を鑑みれば、御指摘のような場合を、禁止行為等規制に抵触する可能性が低い行為として列挙することが透明化に資するとはいえず、適切ではないものと考えられる。</p>
<p>意見7 個別具体の行為が禁止行為に当たるか否かは、個々の事案に応じて判断されるべき。また、考え方についての例示の追加は、現行規制の内容が過小に限定解釈するおそれがあるため実施しないべき。この他、NTTグループ各社が報道発表した内容について、明確に禁止すべき。</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ 変化の激しい情報通信市場においては、事業提携の態様も日々変化していくため、本来、禁止行為に当たるか否かは個々の事案に応じて判断されるべきと考えます。</p> <p>本改訂は、現行の禁止行為規制を緩和するものではなく、あくまで現行規制の範囲内において、現時点での考え方を例示するために実施されるものと認識しておりますが、逆に、考え方が例示されることによって、現行規制の内容が過小に限定解釈され、実質的な規制緩和に繋がることも懸念されます。</p> <p>まず、左記④(総務省注：Ⅱ【再掲】2(1)イ④)に係る改訂は、禁止行為内容を過小に限定しかねないため、実施すべきではないと考えます。寧ろ、本年2月2日付けでNTT持株殿及びNTTファイナンス株式会社殿が発表したNTT東西殿・NTTドコモ殿等の料金の請求・回収業務の統合や、業務委託会社・販売代理店を通じたNTT東西殿・NTTドコモ殿等の一体的活動といった行為を明確に禁止する形に改訂すべきと考えます。</p> <p>また、強要の有無に関わらず、市場支配的な電気通信事業者であることをもって、提携の相手先を誘引する圧力が自ずと生じるなか、左記(注5)(総務省注：Ⅱ【再掲】(注5))に係る改訂も、禁止行為内容を過小に限定しかねない内容であるため、実施すべきではないと考えます。</p> <p>以上のように、基本的には本改訂は行うべきではないと考えますが、仮に、実施する場合であっても、本改訂による例示のみをもって適否を判断することなく、個々の事案に応じて厳正に判断頂くことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">ケイ・オプティコム</p>	<p>■ 御指摘のとおり、本指針は、I 第2 3 (3)にも記載されているように、問題となる具体的な行為を列挙しているものの、実際の行為が電気通信事業法に基づく命令等の対象となるか否かは、同法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断されるものである。</p> <p>また、御指摘のとおり、本改訂は、電気通信事業法の規定についての現時点での考え方を明確化したものであり、禁止行為等規制の適用による過剰な萎縮効果を防止し、一層の透明性を確保することを目的としているものの、本指針の改訂が、改訂前に比し、実質的に規制を緩和したり、規制内容を過小に限定したりするものではない。</p> <p>御指摘の NTT グループ各社が発表した施策については、考え方2前段のとおり。</p>
<p>意見8 本指針に示される「問題となる行為」はあくまで例示であり、その他のケースについて「問題ない」と解釈すべきものでないことに十分留意すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ (総務省注：2)1. 基本的考え方</p> <p>禁止行為規制の内容に係る透明化を図る上で、行為の「不当性」が恣意的に判断されることのないよう、十分に配慮することが必要と考えます。そもそも禁止行為の規定要件である「不当性」は、個別のケース毎に判断されるものであり、事前に一定の基準を設け、「不当性」の無い事業提携や他事業者への不利益付与・干渉等を明確化(ホワイトリスト化)できるものではありません。従って、本指針において示される「問題となる行為」はあくまで例示であり、その他のケースについて「問題無い」と解釈されるべきものでないことに十分留意すべきと考えます。</p>	<p>■ 御指摘については、考え方6のとおり。</p>

ソフトバンク	
<p>意見9 市場支配的な事業者が行う「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」はいずれの場合においても問題となる行為に該当するため、「ただちに弊害を及ぼす場合」といった当該業務の内容を限定するような注記は削除すべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ 2. 「④自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」について</p> <p>本改定案においては、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」が禁止行為となる要件として、「電気通信役務の提供以外の業務(例:料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営)については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る」と記載されています。</p> <p>しかしながら、仮にコスト削減や営業面の効率性向上等、一見合理的と思われる理由による場合においても、公正競争環境に与える影響等に鑑みれば、市場において真に支配的である禁止行為規制の適用事業者が排他的に行った業務が、「合理的」とであるとみなされる態様は通常想定できません。</p> <p>また、排他的な業務の中で「ただちに弊害を及ぼす」ことが禁止行為の要件とされた場合、例えば短期的には一部のユーザ利便向上に寄与するものの、中長期的には当該行為による独占性の高まり等により、市場全体への悪影響が及ぼされる場合等についても、恣意的な解釈により、「禁止行為に該当しない」と判断される懸念も生じます。</p> <p>以上の点を踏まえ、本改定案における「その態様が合理的理由なく」という記載及び「ただちに弊害を及ぼす場合に限る」という内容について、記載の削除、若しくはその趣旨の明確化を図るべきと考えます。</p> <p>なお、禁止行為規制の適用事業者同士の連携サービスについては、公正競争環境を阻害することが明白であることから、本指針において、明確に「問題となる行為」として規定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">ソフトバンク</p>	<p>■ 御指摘の箇所については、「自己の関係事業者と一体となった排他的な営業」の具体的な内容について説明を加えているものであり、考え方7中段で述べたように、当該記述を追加することにより、本指針の改定前と比し、記載された行為の内容を限定しようとするものではなく、「その電気通信業務について」と規定された電気通信事業法第30条第3項第2号について、電気通信役務の提供と密接不可分に関係する電気通信業務以外の業務を含み得ることを明示しようとするもの。</p> <p>なお、「その態様が合理的理由なく」との記述については、排他的に行った業務が同時に合理的であるとみなされるような場合を想定しているのではなく、法律に規定された「不当」性の例として、「排他的」であることや「合理的理由」がないことを示しているものである。</p> <p>ここでいう「合理的理由」とは、例えば消費者保護や債務不履行の防止といった合理的な観点、理由から、結果として、市場支配的な事業者が自己の関係事業者のみ業務の委託を行っている状況が生じている場合、これを「不当」とであるとみなすことは適当ではないとの考え方を明らかにしたものである。</p> <p>また、「ただちに弊害を及ぼす場合に限る」との記述についての御指摘については、現に弊害を及ぼしている場合に加え、弊害を及ぼす蓋然性が高い場合も含んでいるものである。</p>
<p>■ 【例示の但し書きについて】</p> <p>禁止行為の例示に関する但し書きについて、「ただちに弊害を及ぼす場合」に限定するのではなく、弊害を及ぼす虞がある場合も包含すべきと考えます。</p> <p>NTTファイナンス殿の事例からも、これまで接続事業者からNTTファイナンス殿の各種施策に対する懸念が挙がっていたにもかかわらず、本事例が発生している状況を鑑み、公正な競争環境に弊害を及ぼす虞がある事項を対象とすべきと考えます。</p> <p>例えば、以下のような記載にさせていただくことを要望します。</p> <p>(当社案)</p> <p>「(略)その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争に弊害を及ぼす虞がある場合とする。」</p>	

イー・アクセス	
<p>意見 10 市場支配的な電気通信事業者の子会社等のみならず、全ての業務委託先に対する監督義務を明確化すべき。市場支配的な事業者が同一の者に業務を委託することを禁止すべき。</p>	<p>考え方 10</p>
<p>■ 業務委託会社や販売代理店を通じてであっても、市場支配的な電気通信事業者同士が一体的に活動することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。</p> <p>また、「業務委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、これまでの県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>加えて、次の点を踏まえると、市場支配的な電気通信事業者に課せられている規制は、資本関係があるか否かや、電気通信事業者か否かに関わらず、全ての業務委託会社や販売代理店においても遵守されるべきと考えます。</p> <p>◇ 行為規制は、事業者の業務を規制するものであるため、当該業務を事業者自らが実施しようと、委託された他の事業者が実施しようと、同じ規制が課せられるべき</p> <p>◇ 例えば、個人情報保護法において、事業者が個人情報を取扱う業務を委託等する場合には、当該業務委託会社に対する管理監督義務が課せられている</p> <p>そのため、市場支配的な電気通信事業者において、全ての業務委託会社や販売代理店に対して自社に課せられている規制を遵守させるといった管理監督義務がある旨、本指針において明確化することが必要と考えます。</p> <p>さらには、業務委託会社や販売代理店を通じた一体的な活動を完全に排除するために、ともに市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西殿・NTTドコモ殿からの同一会社への業務委託等を禁止する旨、規定することも検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">ケイ・オプティコム</p>	<p>■ 本改定の趣旨の一つは、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の規定の内容を本指針に反映させようとするものであるところ、同法においては、市場支配的な電気通信事業者が子会社等に業務を委託する際の監督義務が規定されている。</p> <p>御指摘の箇所(Ⅱ【再掲】2(3))は、あくまで同法の規定を解説している箇所であり、御指摘のように監督の対象となる者を市場支配的な電気通信事業者の子会社等以外の者に拡大するといったことは、同法の規定の範囲を超えており、適切ではないと考える。</p> <p>なお、いただいた御意見については、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p>
<p>意見 11 禁止行為の例示として、「料金請求・回収業務の統合」を規定すべき。</p>	<p>考え方 11</p>
<p>■ 【禁止行為の例示について】</p> <p>禁止行為の例示として、「料金請求・回収業務の統合」を規定していただくことを要望します。</p> <p>NTTグループの一体的な料金請求・回収業務の統合については、本年2月2日付けでNTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」とします)殿よりNTT東西殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「NTTドコモ」とします)殿、並びにエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコム」とします)殿の料金の請求・回収業務等の統合(以下、「本施策」)について、報道発表がなされました。</p> <p>本施策については、「NTTファイナンス殿による料金請求・回収業務の統合に係る意見申出書(平成24年3月13日)」として事業者連名にて総務大臣に提出したとおり、NTTグループの組織の再統合・独占回帰という、より本質的な問題に繋がる懸念が極めて強く、公正な競争環境を阻害する行為と考えられるため、まさに自己の関係事業者と一体となった排他的な業務例として規定されるべき事項と考えま</p>	<p>■ 御指摘のNTTグループの一体的な料金請求・回収業務の統合については、考え方2前段のとおり。</p>

す。	イー・アクセス
----	---------

Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 関係

意見	考え方
<p>1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制 関係</p>	
<p>意見 12 設備部門とその他の部門の間との隔絶について、部門間の異動、建屋の分離、入室権限管理、入退室ログの記録・保存を、望ましい行為として規定すべき。</p>	<p>考え方 12</p>
<p>■ 1. 「(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶」について</p> <p>＜部門間異動の禁止＞</p> <p>接続関連情報等を把握する設備部門の社員が利用部門へ異動となることや利用部門の事業戦略に係る情報等を把握する設備部門以外の社員が設備部門へ異動となることで、各部門の情報が相互にもたらされることとなれば、利用部門と接続事業者間の同等性が担保されません。電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方(2011年9月30日公表)(以下、「省令案に対する審議会の考え方」という。)においても、「設備部門とその他の部門との間の異動を禁じない場合には、これを禁じる場合と比して、互いの部門の情報がもたらされる可能性が高まることも論理的に否定することができない」と述べられていることから、本指針において、部門間異動の禁止を「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として規定すべきと考えます。</p> <p>＜建屋の分離＞</p> <p>本改定案において、室の区分については、「設備部門の業務に従事する者が当該業務の用に供する室と、その他の部門の業務に従事する者が当該業務の用に供する室とを、別フロアに配置する等により物理的に隔絶すること」とされています。仮に、同建屋において設備部門と利用部門が存在する場合、共用スペース(廊下等)において、各部門に従事する者同士が容易に接触可能となり、接続関連情報等が利用部門に流出する等、物理的隔絶の実効性が十分に担保できない懸念が生じます。</p> <p>当該懸念に対しては、本項(2)「厳格な情報遮断措置」において、「設備部門の業務に従事する者その他の部門の業務に従事する者の共有スペースその他設備部門の業務の用に供する室外において、接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項」を設備部門の業務に従事する者が遵守すべき規程において規定することが望ましい旨が述べられていますが、ルール等で規定しても互いの接触が容易である以上、情報流出等に係る懸念は払拭できるものではないため、物理的隔絶を行うことが適当であると考えます。従って、設備部門と利用部門の共有スペースの設置禁止及び建屋の分離を本指針において、「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として規定すべきと考えま</p>	<p>■ 本改定案において、Ⅲ 1に具体的な行為を列挙した趣旨は、同1に記載したように、法改正及び省令改正を受け、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、これらの規定に掲げられた要件を満たすために必要な具体的な措置についての指針を示そうとするものである。</p> <p>具体的には、当該省令改正について審議が行われた情報通信行政・郵政行政審議会の答申(平成23年9月30日)別添において、省令として規定するまでの必要性までではないものの、例えば、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該省令に基づいて作成することとなる規程において規定されるべき事項であるとされた行為について列挙したものである。</p> <p>この観点からは、例えば御指摘の「部門間異動の禁止」といった法改正や省令改正の規定の範囲を超える行為や、「建屋の分離」といった当該別添において必ずしも必要とまではいえないとされた行為については、本指針において規定するまでの必要はないものと考えられる。</p> <p>一方、御指摘いただいた各種行為は、法改正や省令改正の趣旨そのものに反するものではないと考えられ、総務省としては、今後、電気通信事業法第31条第7項に基づき報告される講じた措置の内容の検証や、公正競争レビュー制度に基づく検証を通じ、その有効性や課</p>

<p>す。</p> <p><入室権限管理、入退室ログの記録・保存> 本改定案において、入室管理については、「設備部門の業務の用に供する室に、その他の部門の業務に従事する者が容易に入室することができないよう、適切な入室管理を行うこと」とされていますが、具体的方法については記載されていません。本指針をより実効的な内容とするためには、「適切な入室管理」のレベルが恣意的に判断されないよう、求められる水準を一定程度示すことが適当であると考えます。従って、本指針において、設備部門以外の部門の従業員による設備部門の業務の用に供する室への入室禁止や入室記録の保存等の具体的措置を、「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として規定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">ソフトバンク</p>	<p>題等について検討を行う等、必要に応じ、適時適切な措置を講じていく。</p>
<p>■ 【双方向の入室管理】 設備部門の業務の用に供する室に、その他部門の業務従事者の入室を禁じることに加えて、その他部門の業務の用に供する室に、設備部門の業務従事者の入室も禁じる双方向の規定とする必要があると考えます。 また、双方向の入室管理を適切に行うには、入退室のログの記録・保存を行い、監視部門にて定期的な監視を行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">イーアクセス</p>	<p>考え方 13</p>
<p>意見 13 接続関連情報の管理の用に供するシステムについて、システムの物理的な分離、業務エリアごとの利用可能なシステムの制限等を、望ましい行為として規定すべき。</p> <p>■ 2. 「(2) 厳格な情報遮断措置」について <システムの物理的分離> 厳格な情報遮断措置の一方策として、電気通信事業法施行規則第 27 条の 7 第 5 号において、接続関連情報の管理の用に供するシステムが確保すべき要件が定められていますが、本改定案においては、当該システムについて一切触れられていません。システムをどのように構築、管理するかは、情報を管理する上で、非常に重要な要素であるため、本指針において、「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として事例を規定すべきと考えます。 具体的には、仮にシステム ID の貸与等が行われた場合、アクセス権限を持たない者による接続関連情報の閲覧が可能となるため、部門毎にシステムを物理的に分離すること、または、当該対応が困難な場合、少なくとも業務エリア毎に利用可能なシステムを制限することを明記すべきと考えます。 また、当該システムへのアクセスログについては、「省令案に対する審議会の考え方」においても、「監視や検証において必要とされることが想定される期間は、これらの事項に関する記録を保存することが必要」と述べられているところです。従って、本指針において、アクセスログについては、民法第 724 条</p>	<p>■ 部門ごとのシステムの物理的分離といった規定を追加すべきとの御指摘については、考え方 12 のとおり。</p>

<p>の不法行為による損害賠償請求権の期間等を参考とし、20 年間程度の保存義務を基準として明記し、トレーサビリティを十分に確保すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">ソフトバンク</p>	
<p>■ 【業務利用環境の分離】 接続関連情報を適正かつ厳格に取り扱うためには、設備部門とその他の部門の業務にて利用する環境についても分離される必要があると考えます。 例えば、情報を管理する「各種システム」や「社内ネットワーク」が挙げられ、具体的な例示として規定していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス</p>	
<p>意見 14 実行的な監視の仕組みについて、第三者による検証、全ての手續・条件について保存・検証を行うことを望ましい行為として規定すべき。</p>	<p>考え方 14</p>
<p>■ 3. 「(3) 実効的な監視の仕組み」について <第三者検証> 電気通信事業法第 31 条第 6 項第 3 号において、監視部門は設備部門とは別に置くものと規定されていますが、監視部門に第三者を参加させる等、検証時の中立性を確保することにより、監視の実効性を高めることができるものと考えます。従って、本指針において、監視部門に第三者を参加させる等の事例を「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として規定すべきと考えます。</p> <p><設備部門と設備部門以外の部門間の接続に関する全ての手續き・条件の同等性確保> 電気通信事業法施行規則において、設備部門と接続事業者間、及び設備部門と利用部門間における手續きが、それぞれ接続約款及び接続協定(以下、「接続約款等」という。)に準じているかを検証することが規定されています。本件に関連して、ボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合において真の同等性を確保可能とするためには、接続約款等に規定される手續き・条件のみならず、設備部門と設備部門以外の部門間の接続に関する全ての手續き・条件を監督対象に含めることが望ましく、これについては省令案に対する審議会の考え方において、「接続約款に規定されていない手續き等については、電気通信事業法上、上述した規定の対象ではないことから、今般の省令改正においては、記録、保存や検証の対象とはされていないもの、ご指摘のとおり、これらの手續きについても、可能な限り同等性が確保されることが望ましいことはいうまでもない」と述べられています。</p> <p>従って、設備部門と設備部門以外の部門間の接続に関する全ての手續き・条件に関する保存・検証を行うことについて、「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として、本指針に規定すべきと考えます。また、具体的な保存・検証項目として、「①手續きに要する書面・期間・料金」、「②手續きに利用するシステム」、及び「③手續きによって得られた成果(NG 率等)」等を本指針において例示することで、インプット・アウトプットの同等性について実効性を高めるべきと考えます。</p>	<p>■ 監視部門に第三者を参加させるといった規定を追加すべきとの御指摘については、考え方 12 のとおり。</p>

<p style="text-align: right;">ソフトバンク</p> <p>■ 【監視部門の体制について】 監視部門については、社内の一部門として設置するのではなく、第三者機関を利用した監視体制を構築することが客観・中立的な監視の仕組みとして有効性があるものとするため、「第三者機関による監視体制の設置」も望ましいとするなど自発的な対応を促すような規定が必要と考えます。</p> <p>【監視部門の監視対象及び内容について】 実効的な監視の仕組みとして、監視部門の設置に関しては規定されていますが、監視する対象及び内容についても規定し明確化されることが必要と考えます。その際、情報の適切な取り扱いの観点だけでなく、接続事業者との公正な競争環境の観点も必要であり、取り扱う情報や手続き、必要とする期間等の同等性を監視対象として規定する必要があると考えます。 例えば、以下の項目に関する監視が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き回線やコロケーション設備に係る情報の同等性 ・ 展開エリア、展開時期に係る情報の同等性 ・ 回線開通に係る手続や費用負担の同等性 ・ 設備の構築に要する期間の同等性 ・ 接続料、コロケーション費用、工事費等の費用負担の同等性 <p>【監視のサイクルについて】 実効的な監視の仕組みを規定する上では、監視体制、監視対象に加え、監視手法についても規定していただく必要があると考えます。 例えば、監視のサイクルについて、システムログ等のように常時監視すべき事項や業務に従事する担当者の教育実施状況のように定期的に監視すべき事項、実際の業務状況については抜き打ちでチェックを行う等、監視対象や内容に応じた監視手法についても規定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス</p>	
<p>意見 15 独立した意思決定権の付与、出向・転籍者情報の公開を、望ましい行為として規定すべき。</p>	<p>考え方 15</p>
<p>■ 4. その他 ＜独立した意思決定権の付与＞ 上述の利用部門と接続事業者の同等性を確保するためには、第一種指定電気通信設備を設置する事業者自らが、同等性を確保するためのインセンティブを確保する必要があります。従って、独立した意思決定権の付与（人事・給与等の分離）等の行為を「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として、本指針に規定すべきと考えます。</p>	<p>■ 独立した意思決定権の付与といった規定を追加すべきとの御指摘については、考え方 12 のとおり。</p>

<出向・転籍者情報の公開>

「設備部門の業務に従事する者」が、出向・転籍により他部門やグループ会社において従事することになった場合、仮に当該社員に対して守秘義務等を課したとしても、接続関連情報等を出向・転籍先において利用する懸念が拭えません。従って、「設備部門の業務に従事する者」が出向・転籍する場合においては、対象者の氏名、出向・転籍先、出向・転籍日等を公開、もしくは総務省に報告することを「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として、本指針に規定すべきと考えます。

ソフトバンク

意見 16 設備部門と利用部門との兼任の詳細の公表等を望ましい行為として追記すべき。

考え方 16

■ 本ガイドラインにおける「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」の中に、昨年11月の改正電気通信事業法施行に伴う機能分離の実施に関する具体的な行為が追記されたと認識しています。

しかしながら、その内容を見ると、設備部門と利用部門の室の区分(電気通信事業法施行規則第22条の7第4号)、情報遮断措置の規程(電気通信事業法施行規則第22条の7第6号)、監視部門の設置(電気通信事業法施行規則第22条の7第13号)の要件を満たすための具体的な行為のみが例示されたに止まっています。電気通信事業法施行規則においては、接続事業者とNTT東・西の利用部門との同等性確保のための措置等、上述以外にも機能分離に係る重要な規定がなされており、当該内容のみでは機能分離の実効性は担保できないため、機能分離の適正な実施及び確実な検証の実施の観点から、採ることが望ましい行為を追記するとともに、具体的な数値指標を定めるべきと考えます。その上で、公正競争レビュー制度において当該数値等を基に機能分離実施の適正性等を厳格に検証していくべきと考えます。具体的には以下表2の内容を追記すべきと考えます。

■ 設備部門と利用部門との兼任の詳細の公表といった規定を追加すべきとの御指摘については、考え方 12 のとおり。

表2:「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」への追記事項

項目	規定箇所	「事業者が採ることが望ましい行為」への追記事項
設備部門と利用部門との兼任	電気通信事業法施行規則第22条の7第3号	・ 設備部門と利用部門を兼任する場合、その詳細を広く公表すること。
設備部門と利用部門の室の区分	電気通信事業法施行規則第22条の7第4号	・ それぞれの執務室に対して入室管理を行い、入室ログを記録・保存・報告すること。
接続関連情報の用に供されるシステム構築の要件	電気通信事業法施行規則第22条の7第5号	・ 116など利用部門が接続関連情報を取扱う際には、お客様とのやり取りの内容について記録・保存・報告すること。

<p>情報遮断措置の規程</p>	<p>電気通信事業法施行規則第22条の7第6号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 策定した規程を広く公表すること。 	
<p>競争事業者と利用部門の同等性の確保</p>	<p>電気通信事業法施行規則第22条の7第11、12号</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争事業者との間で実施した手続きと、利用部門との間で実施した手続きの実施の経緯・条件等を記録・保存・報告すること。 予め検証すべき項目や指標等(※)の設定及び当該項目を記録・保存・報告すること。 <p>(※) 予め検証すべき項目や指標の例</p> <p>< 手続き全般に関する項目や指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 競争事業者との間で必要な手続きについて、利用部門も競争事業者と同様の手続きを実施しているか否か。実施していない場合、どういう対応をしているのか。 <p>< 設備利用に関する項目や指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 光配線区域情報、コロケーション、中継ダークファイバ、加入ダークファイバ、シェアドアクセス等に係る情報が接続事業者とNTT東・西利用部門で同じタイミングで開示されているか。 上記設備等の利用手続きにかかる日数 各収容局における設備設置可能面積・回線数 競争事業者と利用部門の利用面積・回線数 競争事業者と利用部門の面積・回線利用率 <p>< 申込から開通までにに関する項目や指標(シェアドアクセスの例) ></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用申込から開通までの日数 申込受付における配置要員数 1ヶ月あたりの申込処理件数 担当一人あたりの処理件数(1ヶ月単位) 受付処理遅滞時における接続事業者と利用部門の遅延率を呼びその後の開通時における遅延率 申込提示から受付までの日数 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込提示から納期回答までの日数 ・ 工事開始から工事完了までの日数 ・ 工事における配置要員数 ・ 1ヶ月あたりの工事処理件数 ・ 担当1人あたりの工事件数(1ヶ月単位) 	
監視部門の設置	電気通信事業法施行規則第22条の7第13号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視部門は、社外監査役を参画させ、社外監査役による監査結果を記録・保存・報告すること。 	
子会社監督に必要な情報	電気通信事業法施行規則第22条の8第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該子会社や兄弟会社との兼任は実施しないこと。 ・ 転籍者情報(NTT東・西⇔子会社、兄弟会社)を記録・保存すること。 ・ 監督対象子会社及び兄弟会社とのやり取り(メール、FAX等)を記録・保存・報告すること。 ・ 再委託先とのやり取り(メール、FAX等)を記録・保存・報告すること。 ・ 兄弟会社や販売代理店との委託契約内容を記録・保存・報告すること。 	
KDDI			
2 その他電気通信事業者が採ることが望ましい行為 関係			
意見 17 講じた措置及びその実施状況について、総務大臣への報告の内容のみならず、手続きに要する書面・期間・料金等についても公開等することを望ましい行為として規定すべき。		考え方 17	
<p>■ <禁止行為等を遵守するために講じた措置及びその実施状況の公表></p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保することを目的として、機能分離等に係る各種規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況について、最大限透明性を確保すべきと考えます。従って、電気通信事業法第31条第7項に基づく総務大臣への報告の内容のみならず、「①手続きに要する書面・期間・料金」、「②手続きに利用するシステム」、及び「③手続きによって得られた成果(NG率等)」等の公開、若しくは競争事業者に対して個別の情報開示を行うことについて、「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」として、本指針に規定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">ソフトバンク</p>		<p>■ 電気通信事業法第31条第7項に規定する事項のみならず、手続きに要する書面等についても公表することを規定すべきとの御指摘については、考え方12のとおり。</p>	
意見 18 講じた措置及びその実施状況について、公表及び他事業者への説明を義務づけるべき		考え方 18	
■ 【実施状況の公表について】		■ 御指摘の電気通信事業法第31条第7項の規定により	

<p>禁止行為等規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況の公表については、総務大臣に対し報告した内容を「公表することが望ましい」とするのではなく、対外公表及び他事業者への説明義務として規定していただくことを要望します。</p> <p>(当社案) 「報告した内容を公表すると共に、他の電気通信事業者に対し説明すること」 公表等に対する義務化がどうしても困難な場合は 「報告した内容を公表すると共に、他の電気通信事業者に対し説明することが望ましい。」</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス</p>	<p>禁止行為等規制が適用される電気通信事業者から総務大臣に報告される事項については、報告の後、総務省において、基本的には公表することとしているところであり、当該事項については、総務省における検証に加え、公正競争レビュー制度等を通じて検証を行うことが適当であると考えられる。</p>
---	---

本指針に関する総論 関係

意見	考え方
<p>意見 19 本指針に明示されていない行為は電気通信事業法等に抵触しないとする等、慎重な運用をすべき。</p>	<p>考え方 19</p>
<p>■ 少なくとも、本指針については、電気通信事業者の自由な事業運営を過剰に萎縮させ、情報通信市場の発展を阻害することの無いよう、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為としてあらかじめ明示されていない行為は、これらの法に抵触しないとする等、慎重な運用が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">NTT 西日本</p>	<p>■ 電気通信市場における環境変化が著しい現状に鑑みれば、御指摘のように、本指針に、電気通信事業法上問題となる行為を網羅的に予測して記載することは、非常に困難であると考えられる。</p> <p>この意味からも、本指針は、I 第2 3 (3)にも記載しているとおり、問題となる具体的な行為を列挙しているものの、これを網羅的なものとして取り扱わず、また、実際の行為が電気通信事業法に基づく命令等の対象となるか否かは同法の規定に照らし個別の事案ごとに判断されるものとして運用することが適当であると考えられる。</p>
<p>意見 20 接続事業者との同等性を確保するための具体的措置として、総務省令での規定項目を詳細に具体化した行為を明記すべき。また、市場支配的な事業者によるグループ連携行為について具体的な禁止事例として明記すべき。</p>	<p>考え方 20</p>
<p>■ 1. 総論</p> <p>現在の電気通信市場は、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有しているNTTグループが、持株会社体制の下グループ各社が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けている状況です。そのような中、昨年11月に施行された電気通信事業法において、機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置され、これまで以上に接続情報等が厳格に管理され取扱われることにより、配線区域内情報の取得やコロケーション手続き、申込から開通までのリードタイム等について、競争事</p>	<p>■ 御指摘の NTT ファイナンスによる一括請求、グループ連携については、考え方2のとおり。</p>

<p>業者とNTT東・西の設備部門以外の部門(以下、「利用部門」と言う)間の同等性の確保等が徹底されると共に、その遵守状況が今回創設される公正競争レビュー制度において定期的に検証されることによって、公正競争環境が改善されていくことが期待されます。</p> <p>しかしながら、これらは必要最低限の措置であって、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為の具体化が不十分であること、及び、改正電気通信事業法の規定に限界があることに起因する次のような問題が依然として存在します。</p> <p>まず、今回の「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「本ガイドライン」と言う)改定案において、機能分離に関して事業者が採ることが望ましい行為として設備部門の物理的な隔絶等が追記されたものの、接続事業者とNTT東・西の利用部門との同等性を確保するための具体的なかつ詳細な項目・指標が列挙されていないことから、機能分離の実効性が十分には担保されないと考えます。総務省や有識者、競争事業者等が客観的に検証・判断することを可能とするためにも、省令での規定項目を詳細に具体化した行為を、本ガイドラインに明記しておくことが必要と考えます。</p> <p>さらに、実質的に営業活動を行っている販売代理店等を活用したグループ体営業や、NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用した排他的なグループ連携、移動体市場におけるドミナントであるNTTドコモを利用したMVNOとの連携による実質的なグループ連携といったNTTグループ統合・連携行為に対する規制については、改正電気通信事業法では何ら追加的な措置が講じられておらず、不十分と言わざるを得ません。</p> <p>そのような状況の中、本年2月2日に報道発表された、NTTファイナンスを活用したグループ一括請求は、これまで総務省が推進してきた移動体通信業務分離やNTT再編を始めとする競争促進政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものであるという点において、NTT法の趣旨に反するばかりか電気通信事業法に対する脱法的行為であり、3月13日に競争事業者74社・団体が総務大臣に対して意見申出を行なったところです。</p> <p>本来であれば直ちに法改正を実施する必要があると考えますが、それまでの措置として、本ガイドラインにおいて、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となるグループ連携行為については、機能分離の対応と同様、明らかに競争を阻害する具体的な禁止事例として列挙・明記すべきです。</p> <p style="text-align: right;">KDDI</p>	
<p>意見 21 本改正は、NTT 東西における「機能分離」の実現を目的とした法改正の趣旨が達成されるための具体的なものとすべき。</p>	<p>考え方 21</p>
<p>■ 【基本的な考え方】</p> <p>指針改定案については、第177回国会において成立した電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律による電気通信事業法第 31 条の一部改正及び、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)の一部改正により、改正が必要となったと理解しており</p>	<p>■ 本指針の改定は、御指摘の趣旨に加え、平成 23 年 12 月の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を受けてのものである。</p> <p>また、御指摘のとおり、累次の法改正の目的、指針の</p>

<p>ます。</p> <p>また、累次の法律等の改正に関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」とします)殿における「機能分離」の実現を目的として改正されたものと理解しており、その目的が達成されるための具体的な指針改定案とする必要があると考えます。</p> <p>加えて、利用者利便性の向上促進にも公正な競争環境の構築は不可欠であり、指針改定案が実効的に機能し、ドミナント事業者と競争事業者との公平性や透明性が担保されることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">イー・アクセス</p>	<p>改定の目的には、御指摘の趣旨が含まれるものである。</p>
--	----------------------------------

その他 関係

意見	考え方
<p>意見 22 NTTドコモに対する電気通信事業法上の禁止行為規制の適用を廃止すべき。</p> <p>■ 禁止行為規制については、事業者の創意工夫に基づく事業展開等に制約を与え、国際競争力やユーザ利便性に支障を与える可能性があることに加え、当社の市場支配力について、少なくとも規制格差を設けるほどの差異があると認められない状況を踏まえると、当社への適用を廃止すべきと考えているところです。</p> <p>現に、禁止行為規制の適用を受けないKDDI殿やソフトバンクモバイル殿が特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを排他的に組み合わせたセット割引の提供を開始したところですが、本規制により、当社の戦略的提携に制約が生じるのであれば、ユーザ利便性の観点からの支障が顕在化する可能性が高いことから、非対称規制としての禁止行為規制を適用し続けることについて、その合理性は認められないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">NTTドコモ</p>	<p>考え方 22</p> <p>■ 御意見は、本改定案とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p> <p>なお、現時点においては、禁止行為等規制の適用対象であるNTTドコモの市場シェア等を考慮すれば、例えば同社とその関係事業者等との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要であるとともに、禁止行為等規制を緩和した場合に公正競争環境を損なうおそれがないとまではいえないことから、現行の規制内容を見直すことは適当ではない。</p>
<p>意見 23 市場支配的な事業者による事実上排他的なグループ内各種サービス等を禁止行為として規定すべき。</p> <p>■ 持株会社方式による NTT 再編は、当初よりグループ全体としての市場支配力が強化され、公正競争が阻害される危険性が指摘されておりました。このために 2000 年電気通信審議会の答申の中で NTT の在り方については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ内各社の経営の自主独立性の確保 ・グループ内各社による相互競争の実現 ・NCC 等の競争事業者との間の公正競争の推進 <p>により各事業者がダイナミックな事業展開をすることにより、通信事業全体の活性化を達成することを基本として検討すべき(「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競争促進プログラム～中のポイント」(2000 年 12 月 電気通信審議会))</p>	<p>考え方 23</p> <p>■ 御意見は、本改定案とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p>

<p>とされました。</p> <p>にも係わらず、その後の NTT の中期経営戦略等による施策では、グループ内のシングルサインオンや、今回の NTT グループ四社の各事業会社の料金請求・回収部門 8,500 人の従業員を異動させ、NTT 持株が 90%以上を出資する子会社である NTT ファイナンスに組織を統合する予定であることなど、脱法的行為である NTT グループの一体化が推進される状況です。よって、総合的な市場支配力に着目した規制等、禁止行為規制を強化するべきであったことは当然のことと考えます。</p> <p>しかし、幾度の機会があったにも係わらず、現状は未だ有効な手当てが行われておりません。この結果、特に固定市場の競争環境は停滞し、「光の道」構想実現の障害にもなっていると考えます。加えて「光の道」構想実現に向けて「とりまとめ」やその工程表(2010.12)に検討が明記された、有効な方法である当該「総合的な市場支配力に着目した規制の検討」について検討もなく、本案でも全く具体化されていない状態です。</p> <p>よって、まずはグループドミナンスの禁止事例をオープンな審議により具体化し本ガイドラインへの反映を行うことが現状の歯止めを図るために必要です。平行して、抜本的な制度化検討は、専門委員会を設置し、他レイヤーへの影響を含めたNTTグループ全体の市場支配力を検証・ルールを策定・導入することが必要と考えますので、速やかな実施を是非ともお願いいたします。</p> <p>なお、検証制度については特にグループドミナンス排除の観点から、以下の項目の明確な事例化、禁止項目化をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実上排他的なグループ内各種サービス、特に各ドミナント事業者サービスのセット割引での連携行為 ・事実上排他的な同一ブランドを用いた一体的な営業行為 ・資本関係のない緊密な取引先による禁止行為規制の潜脱行為 ・放送業への実質参入行為 <p style="text-align: right;">ジュピターテレコム</p>	
<p>意見 24 事業者等の意見を随時受け付け、臨機にオープンな検討を行う等、状況に応じた制度を構築すべき</p>	<p>考え方 24</p>
<p>■ また、動きの速い当業界では、当社の従前からの主張通り将来的には常設の機関による監視が適切と考えます。新サービスの展開や企業連携は随時行われ、かつ不可逆性の高い特性により時間の経過とともに大きな問題となりうるからです。</p> <p>ついては、まずは事業者等の意見を随時受け付け、内容に応じ臨機にオープンな検討を行う等状況に応じた制度の構築を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">ジュピターテレコム</p>	<p>■ 御意見は、本改定案とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p> <p>なお、総務省においては、随時、電気通信事業法第 172 条の規定に基づく意見の申出を受け付けているところ。</p>
<p>意見 25 実質的に業務委託に該当するような市場支配的な電気通信事業者の業務移行に関しても、業務委託と同等の規制を当てはめるべき</p>	<p>考え方 25</p>

<p>■ なお、機能分離の徹底に合わせ、NTT 持株・NTT 東西への業務委託先子会社等の監督義務を負わせたことについて、今回のガイドライン改正でも反映されておりますが、その起点は NTT 西日本の情報漏えい事件であり、情報の目的外利用を行わせないためにもシステム分離・管理体制を明確にし徹底したものと理解しています。</p> <p>しかし、今般 NTT ファイナンスによる NTT グループ一括請求/回収業務については、実質上業務委託であるにも係わらず債権譲渡を用いた独立業務のため、このような業務について今回の改正案では不明確となっており、大きな懸念事項です。</p> <p>については実質的に業務委託である子会社への業務移行に関しても同等の規制を当てはめるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">ジュピターテレコム</p>	<p>■ 御意見は、本改定案とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p>
<p>意見 26 NTT グループに課せられた指定電気通信設備制度や禁止行為規制について必要性を検討し、不要な規制は見直し又は撤廃すべき。また、本指針の運用は、電気通信事業者の自由な事業運営を過剰に萎縮させないよう、配慮すべき。</p>	<p>考え方 26</p>
<p>■ 当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、今回の改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備されることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えます。</p> <p>むしろ、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しています。</p> <p>モバイル市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。こうした中、KDDI殿が、本年3月1日より、スマートフォンとFTTH等の組み合わせによる割引サービスの提供を開始する等、もはや固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきています。</p> <p>加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。</p> <p>また、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケー</p>	<p>■ 御意見は、本改定案とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p> <p>なお、現時点においては、NTT 東西、NTT ドコモ等が設置する指定電気通信設備について、そのシェア等を考慮すれば、引き続き、これらの設備との接続が利用者の利便の向上等に欠くことのできないものであること、又はこれらの設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきものであることに変わりはなく、現行の規制内容を見直すことは適当ではない。</p> <p>また、禁止行為等規制の適用対象である NTT 東西、NTT ドコモの市場シェア等を考慮すれば、例えば同社とその関係事業者等との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止することは、公正競争環境の確保にとって引き続き重要であるとともに、禁止行為等規制を緩和した場合に公正競争環境を損なうおそれがないとまではいえないことから、現行の規制内容を見直すことは適当ではない。</p>

ションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

こうした状況にありながら、依然として、NTTグループだけがお客様ニーズに応じた柔軟なサービス提供・連携がきかないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、ユーザの利便性を損ねているとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力向上の障害となると考えます。

したがって、当社をはじめとするNTTグループに対して課せられている指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、その必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。

NTT 西日本

■ 当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、今回の改正事業法によって法的にも厳格に公正競争環境が整備されることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えます。

むしろ、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。

モバイル市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定に比べて4倍ものユーザが、既に、インターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。こうした中、KDDI殿が、本年3月1日より、スマートフォンとFTTH等の組み合わせによる割引サービスの提供を開始する等、固定市場とモバイル市場の垣根はなくなってきており、もはや、両者は同一市場の中でサービスを提供し、ユーザがこれを選択するといった環境となっております。

加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。

また、固定とモバイルのブロードバンド化、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしており、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

こうした状況にありながら、依然として、NTTグループだけがお客様ニーズに応じた柔軟なサービス提供・連携ができないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、ユーザの利便性を損ねているとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本

<p>の国際競争力向上の障害となると考えます。</p> <p>したがって、当社をはじめとするNTTグループに対して課せられている指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、その必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>少なくとも、本方針の運用にあたっては、電気通信事業者の自由な事業運営を過剰に萎縮させ、情報通信市場の新たな発展を阻害することのないよう、配慮していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">NTT 東日本</p>	
<p>意見 27 公正競争レビュー制度の運用に当たり、四半期ごとの調査・検証を行うべき。また、審議会において調査審議する仕組みに変更すべき。問題が生じた場合は直ちに措置を講ずるとともに、包括的な検証を待たずにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うべき。</p>	<p>考え方 27</p>
<p>■ その上で、公正競争レビュー制度を運用するにあたっては、問題が起きてからでは市場に与える影響が大きいため、総務省は少なくとも四半期ごとに精緻な調査・検証を行うべきです。</p> <p>また、透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきです。その結果、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014年の包括的な検証を待たずにNTTの在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">KDDI</p>	<p>■ 御意見は、本改定案とは直接関係ないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考意見として承る。</p>